

岬土第174号
令和8年5月21日

各 社 様

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

質 疑 回 答 書

先般、提出のあった下記業務の質疑について回答します。

記

業 務 名 : 臨港1号橋補修設計業務

質 疑 回 答 書

質疑 番号	質疑内容	図面番号 等	回 答
1	<p>・鋼部材に塗膜が残っていない様で す。塗膜調査が不可能な場合は設 計変更の対象でしょうか。</p>		<p>・事前確認ではケレンかすを用いて調 査は可能と確認しております。調査が 不可能となれば協議の上、設計変更の 対象とします。</p>
2	<p>・特記仕様書第 22 条に鋼桁補修工 (当て板等)と記載があります。一 般的に当て板は補強工種です。設計 変更の対象と考えてよろしいでし ょうか。</p>		<p>・損傷部材の当初設計と同等の板厚お よび材質の当て板を設置を想定してお り、断面計算を伴わないため、鋼上部 工橋梁補修設計に含むものと考えてい ます。</p>
3	<p>・特記仕様書第 22 条に部材取替え 工と記載があります。主桁が対象の 場合、別途設計を伴うため設計変更 の対象と考えてよろしいでしょ うか。</p>		<p>・検討及び協議の結果、設計計算等が 必要だと認められた場合は変更の対象 とします。</p>
4	<p>・特記仕様書 第 21 条 対策工法検 討 (上・下部工) 上・下下部工対策工法検討と記載さ れておりますが、金抜設計書には、 鋼上部工補修設計の項目しかあり ません、下部工は不要と考えて宜し いのでしょうか。</p>		<p>・下部工の補修は部材の判定区分 I よ り不要と想定しております。</p>
5	<p>・特記仕様書 第 27 条 (調査試験) 床板、下部工ともに I 判定ですが、 仕様書にはコンクリート部材の健全性 を確認する「反発強度法による強度試 験」「ドリル削孔紛を用いたコンクリート の中性化試験」「ドリル法によるコンクリート 構造物の原価物含有量試験」とあり ます。試験実施の為に配筋位置を確 認する為の「鉄筋探査」が記載され ています。これら試験は、コンクリート 部材が健全であることを確認し、補修</p>		<p>・左記のとおり想定しております。しか し、既存資料の整理および現地踏査の 結果、明らかに調査が不要となれば協 議の上、設計変更の対象とします。</p>

<p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>対象外で有る事を確認する為に実施するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・特記仕様書 第 27 条 (調査試験) 塗膜溶出試験、及び塗膜採取及び塗膜含有量試験に付いて点検調書の写真では、腐食が著しく、塗装が認められませんが、採取可能な塗膜は有るのでしょうか。</p> <p>・特記仕様書 第 21 条 対策工法検討 (上・下部工) 詳細調査結果により、補修工法では安全性が確保出来ず、架け替えが必要と判断された場合は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>・特記仕様書 第 27 条 (調査試験) 現地作業は、昼間作業は可能でしょうか。特に規制等は不要と考えて宜しいですか。近隣の方に説明、資料作成 (告知ビラ等) は必要でしょうか。</p> <p>・本業務において橋梁架け替えの比較検討は含まないと考えてよろしいでしょうか。検討をふくみ、かつ架け替えが推奨される場合は設計変更となるのでしょうか。</p>	<p>・事前確認ではケレンかすを用いて調査は可能と確認しております。調査が不可能となれば協議の上、設計変更の対象とします。</p> <p>・本橋梁の方針としては原則補修を基本としているが、検討及び協議の結果、架替が優位と認められた場合は変更の対象とします。</p> <p>・現地作業は昼間作業で規制等は不要です。着手前には発注者から自治区に回覧板配布で周知を予定しています。</p> <p>・本橋梁の方針としては原則補修を基本としているが、架替が優位と認められた場合は協議の上、変更の対象とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------------------------------------	---	--